

神戸交通労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和6年9月4日（水）15時00分～15時10分
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：（当局）業務改革担当課長、職員担当係長
（組合）書記長、書記次長
4. 議事要旨：別紙のとおり

1. 人事給与制度改革について

【当局】 7月1日の団体交渉で提案・説明した「交通局 人事・給与制度改革」のうち、「1. 求められている役割や責任をきちんと果たす職員が報われるキャリアプランの確立」の「(3) 昇任・昇格可能年数の短縮・追加」について、令和7年4月からの実施としているところであるが、この度の制度改正により、新たに係長昇任選考の対象者となる職員が、一般職・現業職あわせて約50人いることから、合意が得られ次第、早期に制度改正を行ったうえで、次の選考に向けて、対象者に周知を進める必要があると考えている。

【組合】 新たに係長昇任選考の対象者となる職員が約50名いるということだが、一般職4級昇格選考については、新たに対象者となる職員はいるのか。また、係長昇任について、今年度末時点で在職13.5年以上になる職員は、次の選考に合格すれば、係長昇任は可能なのか。

【当局】 一般職の4級昇格については、令和7年4月昇格の対象者はいない状況である（次に昇格対象者が出るのは、令和11年4月の予定）。また、今回の改正により、今年度末で在職13.5年以上となる職員は、次回の昇任選考に受験・合格すれば、係長昇任は可能である。ただし、合格した場合でも、係長ポストの関係等により、待機となる場合があることはご理解いただきたい。

【組合】 一般職の4級昇格者は数年間いないとのことだが、昇任・昇格の年数の短縮は職員にとって利点があると考えている。特に、係長については、より良い人材を昇任させるべきであると考えており、当局が責任をもってその人材を見極めるよう申し入れておく。提案内容については持ち帰り協議する。